

平成 13 年度第 1 回川崎市事業評価検討委員会 記 録

日時 平成 13 年 8 月 2 日 (木)

13 時から 16 時 30 分まで

場所 いさご会館 第 1、第 2 会議室

<開 会>

(川崎市挨拶)

<議 事>

1. 報 告

平成 12 年度再評価実施事業の審議結果を踏まえた取組みについて

(川崎市) 平成 12 年度再評価を実施した野川柿生線、都市基盤河川改修事業(二ヶ領ふるさと整備)、川崎港改修事業防波堤の 3 事業について、関係局から取組み状況の説明。(委員了承)

2. 審 議

住宅市街地整備総合支援事業費補助(川崎駅西口地区)

(市) 再評価実施事業(国庫補助事業)調書等による事業説明。

(会長) 計画戸数のうち賃貸と分譲の割合はどうなっているのか。

(市) 計画戸数 1、890 戸のうち川崎市及び都市基盤整備公団が施工する 628 戸については賃貸、残りの民間事業者の住宅については分譲です。

(会長) 賃貸、分譲住宅の整備による固定資産税等の税収入を把握しているか。

(市) 賃貸住宅は事業者から分譲住宅は個人から固定資産税を納入していただくので、税収増はどちらも期待できます。

(会長) 補助したものが将来どのような便益につながるのかということについて、留意する必要がある。

(委員) 当初から 10 年以上の計画年数にしていたのはなぜか。

(市) 街区ごとに施工していく必要があるため、当初から 10 年以上の事業期間を予定して進めています。なお、国庫補助事業の対象である主要な街区エリア内については、各事業者の協力により段階的な整備がほぼ計画どおり行われています。しかし、エリア内には事業計画の未定用地が含まれることから、今後、事業が長期化することも予想されます。

(会長) 基準年を経過している主な理由として、権利者の合意に時間を要したとしているが、土地利用計画が未定であるということで時間を要しているのではないか。

(市) 国庫補助事業の対象である主要な街区エリア内には、事業計画の未定用地が含まれているため、長期化してしまう要因も考えられますが、今までの主な経過としては、権利者の合意に時間を要したものです。

(委員) 全体計画における道路面積の割合が大きいようだが、それぞれの施設等、土

地利用面積の構成比はどのようになっているのか。

(市) 業務地区でもあり、容積率等を勘案すると必要なスペースであります。

(市) 構成比の内訳としては、住宅 35.9%、商業・業務施設 21.7%、公園等 3.5%、道路 34.2%、教育施設 4.3%、その他 0.4%となります。

(会長) 再開発事業区域とその隣接地の容積率はどの位になるのか。

(市) 950%になります。

(委員) 補助対象事業費の残事業費の内容は何か。

(市) 現在、着手していない住宅の共同施設整備費の補助金です。

(委員) 共同施設整備費とは具体的にどのような内容なのか。

(市) 共用通路部分、供給処理施設、広場等の整備費です。

(会長) 平成 16 年度までに全体の計画が完成するのか。

(市) 事業計画の未定用地があるため、全ての完了は難しいと考えます。

(委員) 関連公共事業の完了予定年度はいつになるのか。

(市) 平成 16 年度までには完了する予定です。

(委員) 事業を評価するには、関連する公共事業等も含めて評価する必要があるのではないか。

(市) 今回の再評価の対象事業は、住宅市街地整備総合支援事業に基づく再評価であることから、関連する公共事業等の評価については対象外となります。

(会長) 今回対象となる国庫補助事業だけではなく、これに関連する公共事業なども含めて総合的に評価する視点も今後必要と考える。

(委員) 同様の事業は他の地区にもあるのか。

(市) 公的住宅等一定規模のまとまった地区で住宅市街地整備総合支援事業の制度を活用して事業を進めており、既に完了した地区として藤崎 4 丁目があります。また、現在、下平間周辺地区を整備しているところです。

(会長) 権利者などとの合意に時間を要したこととあわせて、計画が具体化していない地区が含まれることから事業が長期化してしまうが、当該事業に関しては、ほぼ計画どおり進んでいると理解できる。

宮内新横浜線（中原）

(市) 再評価実施事業（国庫補助事業）調書等による事業説明。

(委員) 残りの土地取得の見込みはどうか。

(市) 理解は得ており 2 年位で取得できると思います。

(会長) 昭和 28 年度に都市計画決定を行っているが、今回のような現道のない所での事業化のケースで地元の理解がすぐ得られたのか。

(市) 住宅の密集地でもあり用地買収に困難がありました。

(委員) この道路整備により、周辺の土地利用の高度化、人口増などが考えられるのか。

(市) 周辺には空き地等がまだあるため、道路整備による住宅整備が進み人口が増加していくことが予想されます。

- (委員) 東京都側の整備状況はどうか。
- (市) 東京都側は放射 3 号線として多摩川まで整備が進められており、将来的には接続する方向です。
- (委員) 既存道路の変則 5 差路があるが、この道路の整備とあわせて解消するのか。
- (市) 交通管理者と協議を進めています。三角の残地部分についても買収予定です。
- (委員) 既存道路との交差点には信号機を設置するのか。
- (市) 3 箇所に設置する予定です。
- (会長) 目黒通りとの接続は具体的に計画があるのか。
- (市) 東京都からの申し出があるので将来は都市計画決定を考えています。多摩川までの事業進捗を踏まえて具体的な検討をしていきます。
- (委員) 街路樹についても検討してもらいたい。
- (会長) このような新設道路の整備にあたっては、既存道路を横断することになるので、交差点や寸断される道路との機能連携についても十分考慮する必要があります。

東京大師横浜（大師橋）

- (市) 再評価実施事業（国庫補助事業）調書等による事業説明。
- (会長) 施工期間が限定される理由は。
- (市) 工事施工に伴う河川の流水の阻害により破堤等の危険性が増加するので、施工期間は濁水期に限定されています。
- (会長) 橋梁の架け替えの理由は、老朽化によるものか、拡幅の必要からか。
- (市) 拡幅による渋滞の解消が優先的な理由です。
- (会長) このような橋梁の架け替えには今回のように現橋の交通を活かしながら、順次切り替えていく方法か、全面通行止めして架け替えるかの選択のルールはあるのか。また、コスト比較はされているのか。
- (市) 今回のような主要幹線道路については通行止めによる改築は不可能と考えています。
- (委員) 写真をみると随分歩道の幅が広いが、歩道から自転車道を分離して設置することは考えていないのか。
- (市) 自転車の交通量がそれほど多くないので分離することは考えていません。
- (委員) 歩道設置のガイドラインはあるのか。
- (市) 道路構造令に基づいています。
- (会長) 新しい道路構造令では自転車道の分離が位置づけられているのでは。
- (市) 一定の自転車交通量が見込まれる場合は分離が必要ですが、それほど自転車交通量は多くありません。また、この事業は構造令の改正前の事業です。
- (委員) 事業費のうち国庫補助金の額が低いようだが。
- (市) この事業は道路事業で行っていますが、従前から川崎市の補助枠があるため、このような補助額になっています。
- (委員) 上下橋で桁間が異なっており、本数もバラバラなのはいかがなものか。

デザイン、照明は、検討委員会を設置して検討してきたのか。

(市) 輻輳する首都高速道路との関係で制約があり、下部構造が上下橋異なったためです。なお、デザインについては平成 2 年頃に検討委員会を開催し決定しました。

(会 長) 25 t が通れる橋は他にあるのか。港湾の活性化につながると思う。

(市) 丸子橋等、新しく架け替えた橋は 25 t が通れます。

(会 長) 工事期間が渇水期に限られることや、全面通行止めによる架け替えが出来ないため長期化することは理解できる。

(会 長) 議事のその他について事務局よりお願いします。

(市) 本日の意見を要約して、次回開催時に確認をいただきたいと思います。

また、審議資料の公表については、次回、全対象事業の対応方針案について総括的にまとめていただくことから、第 2 回終了後に公表させていただきます。

なお、次回、開催日については、8 月 10 日 13 時 30 分から同会議室において開催いたしますので、よろしくご願ひいたします。

< 閉 会 >

(会 長) その他各委員の方から何かありますか。(特になし)
なければ本日の審議はこれで終了いたします。